

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
明戸北部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届
出があった。

令和二年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	坂田 良造	埼玉県深谷市江原九百四十九番地